

令和 6 年
第 3 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和6年第3回立川市農業委員会総会日程

日時 令和6年3月25日（月）午後2時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第3号	立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年第3回立川市農業委員会総会

令和6年3月25日（月）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻地 文武 君
2番	嶋田 貞芳 君	11番	岩崎 紗矢佳 君
3番		12番	高橋 浩久 君
4番	内野 智行 君	13番	宮岡 広行 君
5番	橋本 良子 君	14番	田中 佐一 君
6番	浅見 恵子 君	15番	清水 茂男 君
7番	宿谷 豊 君	16番	川野 進 君
8番	横幕 玲子 君	17番	岡部 良己 君
9番	森谷 一郎 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、また天気の悪い、足元の悪い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

このところ、3月に入って、もう風が強くて、非常に畑がほこって、恐らく苦情なども何件かあったのではないかと思います。ただ、我々も、どうしても農家というのは、この時期というのは耕したり、植え付ける前などは、どうしても肥料をまいて耕すので、そうすると、乾いているとほこりが舞ってしまうということが非常にある時期でございます。なので、その辺も、ただ我々が注意するだけでなく何かの方法で、前にも浅見委員が言ったように、広報などでも、そういった市民にも理解していただくというようなことも、我々農業委員会としましても考えていく必要があるのではないかと思います。ということでございます。

それとあと、今、この農業だよりのほうを、ざっと見せていただきまして、今までとちょっと違った形で、この2ページ目から、こういう質問等が載っていると、興味がある人は、ぜひ、じゃあ借りようかなという人が出てくるのではないかなと思いましたが、非常にまた今回は違った形の農業委員会だよりができて、本当によかったと思います。本当にいいたよりを作っていたいただきました委員さん、ありがとうございました。

ということで以上になります。

それでは、ただいまより令和6年第3回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。すみません、

事務局、1点。今回、今日、3番の高杉委員が欠席ということになっているんですけども、こちらは4番と5番でよろしいんでしょうか。

係長 本日、高杉委員が御欠席となりますので、3番の高杉委員は飛ばさせていただいて、4番の内野委員、5番の橋本委員のほうで署名委員をお願いしたいと思います。

議長 ただいま事務局より説明がありましたとおり、4番の内野委員、5番の橋本委員をお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が2件を、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 それでは、初めに報告事項(1)事務報告を行います。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

2月28日(水)、立川市農業委員会・立川農業振興会議合同視察研修を行いまして、農業委員と事務局が参加をいたしました。

3月8日(金)、主任職員協議会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

3月13日(水)、農業委員会サポートシステムの操作等に関する説明会が開催をされまして、事務局が参加をいたしました。

3月18日(月)、東京都農業会議の通常総会・常設審議委員会が開催されまして、会長が出席されました。

委員会といたしましては、3月15日(金)に3月の総会に向けた現地調査を、本日、25日(月)午後2時より第3回総会、終了後、全員協議会を開催となっております。

明日以降でございます。4月12日(金)、農業委員会職員基礎研修会が開催をされまして、事務局が参加予定でございます。

4月19日(水)、東京都農業会議の常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席される予定でございます。

委員会といたしましては、4月15日（月）に4月の総会に向けた現地調査を、26日（金）午後3時より第4回総会、終了後、全員協議会を開催でございます。

報告事項（1）事務報告は以上となっております。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりとなっております。

1件目。農地の所在は富士見町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が田、現況は畑。面積は307㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

2件目。農地の所在は西砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,701㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出、2件につきまして御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は西砂町5丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は2,059㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は26㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

… … 質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題に呈します。

この農地は一昨年9月に貸借の許可申請を行い、その後、贈与の許可申請を複数回行い、最終的に今回、所有者の移転を完了させることになったものでございます。

なお、申請者が部屋の外で待機しておりますので、事務局の報告や現地調査に当たった委員の補足説明終了後に、農地贈与を受けるに当たって、これからの経営方針などについて意思確認を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号、現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、岡部委員、嶋田職務代理、川野委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

今回許可を受けようとする農地は西砂町4丁目の1筆になります。農地の譲渡人及び譲受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。西砂町4丁目の市街化調整区域内にあり、リサイクルセンターの東に広がる農地です。農地法第3条の規定により、贈与により所有権の移転を申請されるものでございます。

この農地は、令和4年9月の総会において農地法第3条による貸借が許可され、同年11月の総会以降、所有権の一部を移転した農地と同じ場所となります。譲渡人、譲受人の希望により3回に分けて贈与を行いました。今回が最後の贈与となり、全ての農地所有権が譲受人に移ることとなります。

農地の権利移転・設定については、満たすべき3要件、全部

効率利用要件や農作業常時従事要件、地域との調和要件がございます。これまでの許可申請時に要件を全て満たすことが確認され、審議及び承認済みでございますが、今回は最後の許可申請となりますので、改めて今後の計画などを総会にて御議論いただければと思います。

昨年より委員より指導のあった不要な農業用資材の分別、処分、剪定枝の処分などは、今回の現地調査において以前よりは改善が進んでいるように見受けられましたが、残置しているものも多く、委員より改めて指導がございました。作付については、これまでの計画で、サツマイモやジャガイモなどを予定しているとのことですが、計画どおりに進められていない箇所もあるとのことでした。もし肥培管理が難しいようでしたら、中間管理事業による貸借も将来の検討案として考慮いただくようお願いいたしました。

一方で、法により求められている許可要件については次のとおりです。許可要件①、全部効率利用要件ですが、農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断となります。現状、御本人以外の世帯員も従事されており、また、現地調査の際にトラクター等も確認済みで、労働力及び器具についても問題ないと考えられます。

許可要件②、農作業常時従事要件ですが、以前の申請時に、借受人は年間250日、両親も100日から150日従事されておりましたので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件③、地域との調和要件ですが、現行耕作されている瑞穂町においても農産物直売所の会員として参画もしており、立川でも参画を希望されております。また、技能向上のため積極的に指導いただきたいと御本人から意向を伺っており、要件としては問題ないものと考えられます。

今後、指導が必要な箇所はございますが、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず初めに、地区委員の岡部委員、お願いします。

17番 特に、今回もう3回目ということで、問題はそんなになんですけども、先ほど説明がありました、畑の真ん中に小屋があるんですけども、そこを少し整理を継続的にしてもらおうということと、若干残っていた剪定枝を処分してくださいということで、あと、今後、隣接しているものですから、顔を合わせたときにちょっと交流をして、意見交換などもしていけばいいのかなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

16番 確認に行ったのは、私は2回目になるんですけども、前回に比べて資材関係も大分整理されていたと思います。事務局のほうから説明がありましたとおり、3要件については満たしているということですので、これからしっかり肥培をしていただければいいのかなと思っています。ちょっと時期的に、作付があまりない時期でしたので、これからやっただけであればいいのかなと思っております。

以上です。

議長 続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、2人の委員さんが言ったように、かなり問題となっていた小屋のほうの残置物もきれいになってきていますし、今後もし引き続きやってくれるということを現場でもお話しできたので、大丈夫だと思います。

それと、先ほど来から出ている、作付計画のほうを当日も聞いたんですけども、それにとって、これから作付計画どおりに肥培管理がされていることを見ていけば問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま各委員さんから報告がありましたとおりでございます。最初、当初は非常に物を置いている、物置というような、資材置場の場所も非常に散らかっていたんですけども、もうほぼ片づいた状態で、ちょっと資材関係、それは農業資材関係がまだ残っているわけですけども、それもまだ使えるものもありますので、またもう少し整理していくという話をしておりました。

それとあと、やはりこの方は、瑞穂からこちらまで通うわけでございますので、今後、一番問題なのは、管理ができるかというのが今後の問題かなと思います。なので、これからまた申請人が直接こちらのほうにお見えになりますので、できないようであれば中間管理機構を通じて貸借なども説明していけたらいいかなんとも思っております。

私からは以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んできてください。

〔申請人　着席〕

議長　本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には、農地法第3条の規定による許可申請について十分御理解を得ていると思いますが、申請農地につきましては農業委員会の総会において、その意思を改めて確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、嶋田職務代理から質問をお願いします。

2番　今日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。先日は現地のほうでいろいろとお話をさせていただいたんですけども、農地法第3条の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地の有効的利用の耕作について、そ

の事業に必要な機械の所有などの状況です。

ここで、先日も現地でいろいろとお話をさせていただいたんですけれども、改めて、この総会の場で2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、今回権利を取得される農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画についてのお考えをお聞かせください。

それと、2つ目に、農作業に必要な常時従事者の確保など、どのようにお考えなのか。改めてこの場所でお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

申請人 今後の作付等は、大きくはあまり考えていないんですけれども、サツマイモとか、そういった芋類など、あとはタマネギなどを植えてみようかなと思っておりまして、だんだんというか、順序を追って、だんだん広げていけたらなとは思っているんですけれども、なかなか家族しか作業する人がいないので、あまり手広くというか、大きい面積をやっても無駄になってしまう部分もあるので、少しずつ作物を増やしていけたらなというふうに思っております。

今後の人手は、限られているんですけれども、今のところは家族で、父と母と自分で耕作をしようかなとは思っているんですけれども、人を雇うほど利益が出るかというのは分からないので、そこは考えつつ、今の段階では家族で耕作していこうかなと考えております。

2番 ありがとうございます。

今後、いろいろと、今、地元のほうで農業をやられていますけれども、今度はこちらも増えるということで、いろいろと考えることがあると思いますけれども、困ったことがあったら、ぜひまた、農業委員会の地元の農業委員さんが、すぐ畑の隣で耕作しておりますので、畑で見かけたとき等は声をかけていただいて、今後も肥培管理のほうをお願いしたいと思いますので。今日はどうもありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 それでは、ほかの委員さんで質問がある方は、お願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 ないようでしたら、私のほうから1点、質問ではないんですけれども、お話をさせていただきたいと思います。

もう御存じかと思いますが、中間管理事業という事業がございます。それは、法律に基づいて安心して貸借ができる仕組みでございます。要は、もしどうしても手が回らなかったり、やはり、瑞穂から来るといのは非常に大変な面もあるかと思えます。また、家族でやっていると、なかなか大変な面もあるかと思えますので、どうしても耕作ができない場合は、中間管理事業というものを利用して、貸し借りも、貸すこともできますので、ぜひ、その際は農業委員会に相談させていただきたいと思えますので、併せてよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、清水委員、お願ひします。

15番 ちょっと確認なんですけれども、トラクターを1台お持ちということで、ここは結構面積がありますから、トラクターで耕うんされると思うんですけれども、軽トラしかないんですけれども、トラクターは自走で、ナンバーか何かをつけて持ってくるんですか。

申請人 ナンバーはついていまして、うちの親戚の家の倉庫に一応トラクターは入れてあって、ナンバーもついているので、自走しては来られます。

15番 瑞穂から持ってくるんじゃないんだ。

申請人 そうですね。トラクター自体は立川に置いてあるので。

15番 すみません。

議長 そのほか御質問はありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、事務局のほうで、書類のほうはいいですか。中間管理事業についての。渡すのは。

係長 後ほどお渡しします。

議長 あと、後ほど事務局より、今言った中間管理事業の貸借に

ついでのパフレットをお渡ししますので、お帰りになりましたら御家族と、また見ていただきたいと思います。また今後とも、家族、力を合わせて農業に励んでいただきたいと思います。

今日は大変お疲れさまでございました。これで終わりたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。ありがとうございます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、9件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

なお、今回、1番と2番及び7番と8番は同一世帯でございますので、併せて調査をいたしました。よろしく願いします。では、事務局、お願いします。

次長 それでは、議案第2号について御説明いたします。

農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、鈴木会長、嶋田職務代理、宿谷委員、鴻地委員、岡部委員、川野委員、田中委員、浅見委員、横幕委員、事務局で行いました。調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1及び2になります。こちらは若葉町3丁目の3筆となります。略図1及び2を御覧ください。略図1及び2は立川市と国分寺市の市境に広がる農地で、大根やネギなどを作付されておりました。境界は確認できましたが、畑を区分するツツジなどが大きくなり過ぎている箇所もあり、剪定するよう委員から指導がございました。申請者としては周辺住民に気を遣いながら農作業をしているとのことですが、それでも一部

の住民からトラクターの音などに対し、かなり強めの苦情があり、耕作に影響が出て困っていることなどを伺っております。

続いて、議案第2号の3、若葉町3丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、若葉町団地の南、若葉東通りの西に広がる農地で、西側にはミカンやハウレンソウなどを露地栽培しているほか、東側はハウスが数棟建っております。ハウスについては作付が未定とのことでしたが、今後補修を予定しているためとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の4、柏町3丁目の2筆及び4丁目の5筆となります。略図4-1及び4-2を御覧ください。略図4-1及び4-2は、柏小学校の南西、五日市街道北の自宅裏から玉川上水路の南まで広がる農地で、大根やネギなどを生産されておりました。また、作付されていない箇所は今後、ウドなどの作付を予定しており、耕うんをされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第2号の5、砂川町8丁目の1筆及び上砂町5丁目の2筆となります。略図5を御覧ください。略図5は、上砂川小学校の南に広がる農地で、東の農地ではオリーブやソテツなどの植木を生産しており、西の農地では今後、露地野菜の作付を予定しているほか、オリーブなどの植木も生産されておりました。西の畑では雑草や剪定枝が目立ったため、委員より指導がございました。両方の畑とも境界は確認できました。

議案第2号の6、上砂町3丁目の1筆及び一番町1丁目の1筆となります。略図6-1を御覧ください。略図6-1は、第五中学校の南に広がる農地で、ホルトノキやヤマモモなど植木を生産されておりました。略図6-2を御覧ください。略図6-2は、天王橋交差点の南西、住宅に囲まれた農地で、コニファーやシロダモなどの植木を生産されておりました。両方とも肥培管理は良好で、境界も確認できました。住宅に囲まれていることから、申請者もかなり気を遣い、農作業をしているとのことですが、農薬の使用や耕運機の音などに対し、一部の住民

からかなり強い苦情があるとのことでした。自宅まで苦情に来られたこともあり、今後、耕作を続ける上で精神的に厳しいとの話がありました。

続いて、議案第2号の7及び8となります。こちらは西砂町4丁目の3筆、柴崎町5丁目の2筆及び富士見町7丁目の2筆となります。略図7-1を御覧ください。略図7-1は、西砂町のリサイクルセンター南の市街化調整区域内に広がる農地で、ネギを生産されており、今後はレタスやキャベツの作付を予定しているとのことでした。肥培管理は良好でしたが、境界石が土の中に埋もれてしまい確認できない箇所がありましたので、後日確認の上、棒などの目印を設置するよう委員から指導がございました。略図7-2を御覧ください。略図7-2は、中央線の東、新奥多摩街道の北に広がる農地です。今後の作付のために耕うんをされておりました。道路沿いの筆の一部が宅地として特例農地から一部除いており、境界は全て確認できました。

なお、隣接する残堀川の緑道から垂れ下がる形で樹木が伸びており、幅一、二mほどの範囲でトラクターなどによる耕作が難しい状況となっております。事務局から管理者である市の公園緑地課へ確認の上、剪定などの対応についてお願いをしております。

略図8を御覧ください。略図8は中央線の西、新奥多摩街道の北に広がる農地です。道路から細く延びた通路も含め特例農地として指定されており、主に梅を生産されておりました。申請者の体調が悪かったこともあり、十分な剪定がされていなかったため、今後剪定するよう委員から指導がございました。境界は確認できました。

続いて、議案第2号の9、柴崎町4丁目の1筆になります。略図9を御覧ください。略図9は、柴崎体育館の西、住宅街の中に広がる農地です。ネギやタマネギを生産されておりました。家の南側で特例農地が一部欠けている箇所は、流し台が設置されておりました。ここで作ったものは隣接する直売所で全て販売し、近所の方の会話のスペースにもなっているとのことでした。

肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

議案第2号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いします。なお、7番の方の農地については、西砂町と柴崎町に農地が分かれているため、西砂町については岡部委員に調査をお願いしました。

それでは、補足説明を、1番から3番を鈴木、私と横幕委員、4番を宿谷委員、横幕委員、5番を鴻地委員、横幕委員、6番を嶋田職務代理と横幕委員、7番から8番を岡部委員、田中委員、浅見委員、横幕委員、9番を田中委員、浅見委員、横幕委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに、1番から3番まで続けて、まず初めに横幕委員、お願いします。

8番 1番と2番の方です。住宅に囲まれていますので、何度も今までそういう農地は見てきたんですけれども、今回は特に御近所が細かく、土日は駄目とか、朝夕も駄目とか、風向きが悪いと駄目とか、いつやればいいんだというところで非常に苦慮しておられました。ですけれども、広い農地ですけれども、ぜひ頑張って続けていただきたいと思いました。特に問題になることはありませんでした。

議長 ありがとうございます。

すみません、3番もいいですか。

8番 すみません。3ですね。ライ麦が植わっていた場所ですかね。緑肥用にライ麦を栽培しておられましたけれども、管理はされていて、特に問題になることはありませんでした。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから報告いたします。

まず、1番と2番の方ですね。こちらは今、横幕委員からも説明がありましたように、とにかく近隣の方から細かく苦情があるということでございます。私からも、市の環境対策課のほうから苦情があるということで事務局から連絡があって、この

方にも注意したことはあるんですね。ただ、全部が全部、本当に農家の方の問題じゃないところがあるんですね。なので、この辺も、もう少しちょっと考えていかなくちやいけないのかななんて思います。それだと農業ができなくなってしまうよ

ね。
ということで、草も多かったところもあったんです。ここで耕すと、やっぱり苦情があるから嫌だから、ここはちょっと今、風が吹いたりしたり、耕せないんだよということも、実を言うところもありました。なので、なるべく早めに。

あとは、除草剤のほうも、風がないときにうまく使って、きれいにしてくださいということをお願いをしまして、あと、畑と畑の間にツツジが何か所も、当然ほこり予防に植えてあるんですね。やはりそういうふうにも気遣っているんです。ただ、結構伸び過ぎちゃっているから、もう少し剪定してくださいねということで、その辺の植木の剪定のほうをお願いしておきました。

あと、境界については問題はありません。

3番ですね。3番の方は、この方は、半分がもうビニールハウスがありまして、施設栽培が半分、あと露地が半分というような形でございます。大きなハウスには溶液栽培のトマトが、今、入っている状態でございます。あと、ほかのハウスは風等で破けてしまったということで、これから業者に補修、張り替えていただくということでございますので、それが終わってから作付をするということでございました。そのほかは、緑肥とかホウレンソウ、果樹なども植わってあって、問題はないかと思

います。

以上になります。

続きます、4番ですね。宿谷委員、お願いします。
7番 この畑は、境もちゃんと、境界もちゃんと入っていましたし、トラクターでちゃんとうなって耕作もしてありました。ただ、今、まだ作付する時期ではないので、今後、ウドと里芋、秋にはブロッコリーを作ると言っていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今おっしゃったとおりです。特に補足することはありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5番を鴻地委員、お願いします。

10 番 略図5ですね。この方は、まず砂川町8丁目のほうは事務局から御報告のあったとおり、ふだんあまり見かけないようなソテツとかオリーブの木が植えてあって、非常によく肥培管理はされておりました。境界も確認できましたので、問題がないと思います。

もう一方の上砂町5丁目のほうなんですが、一部が対象の農地になっておりまして、ちょっと雑草、これが気になりましたので、雑草と剪定した木がちょっとありましたので、その処理をお願いいたしました。それ以外は問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 同じく、特に補足することはありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番を嶋田職務代理、お願いします。

2 番 まず最初に、6-1のほうですけれども、こちらのほうは植木が栽培されていまして、境界も全て確認できましたので、問題ないと思います。一部、伐根した根っこが残っていたので、これのほうは近々処理してくれるということでしたので、お願いしておきました。

それと、6-2のほうですけれども、ここは地図を見てもらうと分かるように、四方が住宅に囲まれていまして、1番の方同様に、近隣の方からかなり厳しいクレームというか、ちょっと何か音が出る作業をすると、窓をばんと閉められるとか、そういうふうなことで、精神的にかなり苦痛を感じていて、もう

辞めてしまいたいんだというようなことでしたけれども、今後、こういった状況、畑というのが増えてくるので、今々すぐとはいかないですけれども、委員会のほうとして対策というか、その辺は少し、いろんな方と相談しながら検討していく必要があるのかなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、嶋田委員さんがおっしゃったんですけれども、6-2 なんですけど、こちらでは本当に近隣の目が非常に厳しくて、それがかなりストレスになっている。生産緑地の指定を取り下げたいとまでおっしゃったんですね。それで、何とか頑張っていただきたいと思うんですけれども、これまで何度か出たように、都市農業を続けていく上での様々なあつれきとか問題というのは、近隣の農家だけの問題ではないので、私たち自身も消費者のほうも、もっと知る必要があるし、考えていかななくてはいけない問題だと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7を岡部委員、お願いします。

17 番 私は7-1を見させていただきました。これからの作付に向けまして、まだ今現在はきれいに耕うんがされているような状況でございます。一部に境界線が土に埋もれてしまっているところがありまして、息子さんもやっているのでも、よく分からないと思うから、時間を見て、一応掘り出してもらって、目印でも立てておいてくださいということを申し上げておきました。肥培管理に関しては問題ありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7の西砂町だけ、こちらを横幕委員、お願いします。

8 番 特に問題ないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7の柴崎町と8の富士見町のところですね。併

せて報告をお願いしたいと思います。

まず初めに、田中委員、お願いします。

1 4 番 略図 7 のほうですけれども、ここの畑は夏野菜に向けて耕うんされておりました。境界のほうも全部、いろんな境界がこの中には入っておりまして、何か所かありましたので大丈夫です。

略図 8 のほうですけれども、ここは細長くて、何か車がなかなか入れないような農地でありまして、奥のほうの小梅を作っていましたけれども、結構枝が伸びてきましたので、会長さんのほうが剪定するようというふうな指導をしました。ここで作ったものは、ほとんど自宅のほうで販売いたしまして、完売するそうです。本人は、去年何か手術したみたいで、体調が悪かったみたいですが、一応今後、体力とか体に気をつけて耕作してもらおうよう、お願いいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、浅見委員、お願いします。

6 番 今おっしゃっていただいたところに、ちょっと補足ですが、緑道のちょうど畑が並びにあるというか、塀際の枝がかなり伸びていまして、そこがあるために耕うんができないとおっしゃってました。事務局の方にも確認しましたら、市役所のほうが確認して、枝の剪定をしていただくことをお願いするとおっしゃってましたので、そこをお願いしたら耕うんしていただけたと思います。

あとは、これから夏野菜に向けて作付するとおっしゃってました。先ほどもおっしゃっておりましたように、体調を崩されていたとおっしゃっていたので、以前お話がありました農地バンクというの、農家は体が資本なので、こういうものもやっぱり必要なのかなというのは、現地に行ってちょっと感じたところがございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、浅見委員から言われた緑道ですか。枝が出ている。こちらについては、先ほど事務局から剪定の依頼はしたということでした。

すみません。続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 委員のおっしゃったとおりで、特に補足はありません。
議長 ありがとうございます。

続きまして、9番ですね。田中委員、お願いします。

14番 申請者も続きまして立合いたしまして、この方も何か2年前に手術したそうで、体調が悪そうだったので、一応、体に気をつけて今後の農作業をお願いしましたけれども、息子さんが2人おまして、2人の息子さんが一生懸命やっておりますので、畑のほうもきれいでした。何かほかの畑のほうもきれいということは言っていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、浅見委員、お願いします。

6番 田中委員と、もうほぼ同じです。体調を崩されたとおっしゃっていたので、体に気をつけて頑張ってくださいとお伝えしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 よく管理されていて、特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、私のほうから、番号の1番と2番、それと番号の6番の一番町の農地について、いろいろ苦情があるということですのでございます。農家の方が、この方々たちも一生懸命やられている中で、これだけ苦情があると、本当に農業をすることがなかなか難しくなってくると思うんですね。

その点、ちょっとお聞きしたい点がございます。岩崎委員は専門家でございますので、こういう方については法律的にはどうなんでしょうか。

- 1 1 番 法律的には。例えば騒音であるとか、あるいは悪臭であるとかというのは、近隣だったらお互いさまみたいなどころがあるので、法律、論点になってくるとしたら、その騒音であったりとか悪臭であるとかが社会通念上の許容限度を超えるかというところが、損害賠償請求とかの分岐点にはなってくるであろうと思います。ただ、もうそれは本当に最後の最後の話なので、恐らく弁護士が、例えば市民相談室とかで相談を受けたら、何の解決にもならないんですけれども、では、農業委員会に苦情を言ってみたらどうですかと言って終わると思うんですよね。多分そこで誰も解決できない問題として残ると思うんですよね。

あとは、本気でやるんだっただらば、調停をするんだと思うんですよ。農事調停じゃなくて民事調停のほうでやるのかなとは思いますがけれども。やれると思いますけれども、そこまでやるほどの気概のあるお隣さんもいらっしゃらないと。それで、事実上のある種の精神的なプレッシャーをかけて、ばしゃんとドアを閉めたりとか、そういうことがずっと続いていくんだらうなとは思いますが。

ただ、何かそこにあっちゃいけないものではないので、農地は。やっぱり基準としては、社会通念上の許容範囲、相当の範囲を超えるかどうかというところが基準になるのかなと思って、今、聞いていました。

先ほどの3番のほうで、平日だけだとか、何か昼間だけだとか、そういう約束をされているようなお話が、決まっているというのがあって、それは近隣と約束をしたということなんですかね。

議長 恐らく約束ではないです。一方的な話と言っていましたね。

- 1 1 番 なるほどね。そこで、もし口約束でもしてしまったら、それは両者間の合意が成立してしまいますので、それをほごにしたら債務不履行という話にされても仕方ないと思うんですね。

ただ、一方的に言ってくるというのは、やはり、もし度を越えて来るのであれば、それは対応の仕方はあるとは思いますが。世の中で、いろんな問題で、確かにこっちも非があるかもしれないけれども、ちょっと度を越えて、いろいろなクレームを出すというのは、何とかハラスメントみたいなので、カスハラとか、いろいろあると思うんですけども、そういう範囲に入ってくるのであろうかなとは思いますが。

ただ、本当に、自分が弁護士でありながら、こういうことを言うのもあれなんですけれども、やっぱり弁護士が出てくるほどになってしまったときに、その後、その地域で両者がうまくやっていくというところが、なかなか難しいなど。本当に行くところまで行って、裁判なりで解決して約束を守っていくというんだったら、それはそうなんですけれども、そこに行くまでですよ。その間の関係性というのをどう考えるかなというところは、ちょっと難しく、個別のパーソナリティーですね。お互いのパーソナリティーを考えながら調整していくということになるのかなとは思いますが。

すみません。あんまり法律でこうですとは言いきれないところがあると思っています。

議長 ありがとうございました。

今後こういう案件は、嶋田職代からも言われたように、どんどん増えてくる案件になってくるのかなと思いますので、この辺もどうにか、いい、決まった解決法というのはなかなか難しいというのがあると思うんですけども。

1 1 番 これはどうでしょうね。安易にという言い方は変ですけども、その場しのぎで約束をしてしまうというのも、それはまたいいことではないと思うので。後々を考えると。これはちょっと農業委員会なりに相談していただいて、対応を考えていったほうがいいかなとは思いますが。

でも、繰り返しになりますけれども、確かに砂が飛んだり臭いがしたりしたら、近隣はちょっと嫌かもしれないですけども、でも、お互いさまといいますかね。やっぱり社会通念上、

どうしても隣同士なので何らかの影響はお互いにあるはずなので、そこを過度に萎縮する必要はないのかなというふうに思います。

議長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ありますか。よろしいでしょうか。

浅見委員、お願いします。

6 番 砂ぼこりのクレームの件とか、今のお話を伺って、私なりにちょっと考えたんですけれども、市の広報に農地の今の現状を市民に周知してもらおうというのは、いかがかなと思います。それは、砂ぼこりが起こる理由が分からないと、いらいらしてしまうというところで、不快な気持ちになってしまったり、現状が分かると多少いらいらしても軽減されるのではないのでしょうか。

立川市は昔から農地が多く、畑と共存して、のどかな田園風景が魅力のところですね。そのおかげで新鮮な、おいしい野菜も食べられます。野菜を栽培する上で端境期というものがあり、野菜を収穫できなくなる時期も年に2回ほどあります。冬野菜が終わって春野菜ができるまでと、夏野菜が終わって秋野菜ができるまで、その間に土ぼこりなどが、強風が吹いたりすると土ぼこりが起こって、皆様にちょっと不快な思いをさせてしまうと思うんですね。でも、その端境期というのはとても重要で、野菜を作るために畑を休ませて、おいしい野菜を作ることができるということを、広報とかに畑のこういう現状、立川は農地があるのが魅力というのを皆様に知っていただくということも、1つの手なのかなと思います。

すぐクレームがなくなることは多分ないと思いますが、今、結構、地産地消とかということも言われていますので、そういった面も踏まえて皆様に現状を知っていただくということで、御理解と御協力をお願いしますというのを広報に、その時期の頃に掲載して、皆さんに御理解いただくというのはいかがでしょう。

議長 ありがとうございます。

次長　　今回、私は現地には行っていませんが、報告を受けた中で、先ほど冒頭に会長からも話がありましたように、今週1週間、特にかなり風の強い日がありましたので、またちょうどそういう端境期であるということで、現行の第5次農業振興計画、また、来年度、次の第6次の計画を策定していこうという段階なんですけれども、その中においても、やはり今、お話にあったような、市民の理解、そこに一緒に住む、お互いさまの精神というか、市民の理解を得ながら都市化、宅地化が進む一方で、農地がこの土地に息づいていて、それによっての大きな恩恵も受けているということ。そこをもう少し寛容な姿勢で見えていただけるようなメッセージを、やはりもう少し市として、それによってすぐにどうこうなるとは、なかなか思えないんですけれども、ただ、広く理解を、立川において農業は欠かせない産業の1つであり、守っていくべきものだというメッセージを、何らかの形で発信する必要性はあるのかなという思いはしています。

今回のように、精神的な苦痛を持って、特定生産緑地の指定を取り下げたいなんていう発言まで出るというのは、かなり深刻な状況かなというふうに思いますし、それを農業委員が現地に行ったときに、そういう思いを漏らされるということは、それなりに御本人の中でも、決して悪いことをしているわけではなく、理解をしていただきという、農業に対してのプライドももちろんおありだからこそ、一方で、そういう目で見られることに対しての、何かやるせなさというか、そういうものを非常に感じたところでは。

なので、次期計画づくりが来年度、本格化するんですけども、ただ計画にうたうだけじゃなくて、そのために市としてどういうことが図れるのか。この間、立川において、農業の果たす役割とか位置づけというのは、私がここにいた何年間かの間でも明らかにかつてよりも、その存在とか価値を認めるという動き、それを応援していこうという動きは確実に高まっている一方で、総論としては、あることは歓迎、けれども家の隣は

嫌だみたいな、なかなか難しい状況だと思うんですね。だから、そこをもう少し、少なくともその方だけではなく、地域全体で、いや、でも農業は必要だよねという声が、なるべく大多数になるようなメッセージの発信の仕方については、ぜひ検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

そのほか何かよろしいでしょうか。質問のほうは。

……質疑なしの声

議長 今回の件について、また、この総会以外で話す機会もあるかと思っておりますので、そのときにまた皆さんと検討していきたいと思っております。

それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について議案に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 では、議案第3号、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について説明いたします。

こちらは、地方公務員法の改正に伴い、令和5年度以降、定年の年齢を段階的に65歳まで引き上げる制度が導入され、市の条例等も改正されたことから、それに合わせて規程を見直すものでございます。

管理監督職の役職定年制の導入に伴い、令和6年度以降、管理職は60歳に到達した、その翌年の4月1日までに非管理職に降任すると。いわゆる役職定年というものが、60歳を機に導入されるということになりました。このため、令和6年4月1日以降、市長部局における主査という名称の職は、管理職や

係長職であった方が60歳になった翌年、例えば61歳になる年とか62歳になる年に就く、その役職の職務名という形で改められます。

これまでは係員がいない係長職を主査と呼ぶような形で運用してきましたが、数年前まで農業委員会事務局も、現在の農業委員会事務局兼農地係という名前ではなくて、農業委員会事務局の主査というような位置づけで、これまでも使用してまいりました。ただ、ここで事務上の混同を避けるため、立川市一般職員定年等条例の改正に合わせまして処務規程の改正をしたいというものでございます。新旧対照表をつけてございますので、御確認いただければと思います。

議案第3号の説明については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、立川市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、規程案を賛成することに決めます。

そのほか何かございますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は4月26日金曜日午後3時から208・209会議室で行います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後3時06分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員